

令和7年度 女性の職業選択に資する情報公表（女性活躍推進法第21条関係）

特定事業主名：新潟県警察本部

令和8年7月31日公表

I 職員の男女の給与の額の差異

1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	83.0%
任期の定めのない常勤職員以外の職員	77.5%
全職員	82.9%

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

- * 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
部長級相当職	101.5%
課長級相当職	94.6%
課長補佐級相当職	89.2%
係長相当職	86.8%

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	91.2%
31～35年	88.8%
26～30年	88.2%
21～25年	83.6%
16～20年	81.0%
11～15年	83.0%
6～10年	85.4%
1～5年	92.6%

【説明欄】

- ・任期の定めのない常勤職員について、男性職員の給与に対する女性職員の給与の割合が全体的に前年度より増加した。
- ・全職員に対する女性職員の割合は18%であるところ、近年、女性職員の新規採用を増やした結果、勤続年数10年以下の区分に占める女性職員の割合が20%となっている。
- ・扶養手当について、世帯主となっている男性職員に支給している場合が多く、給与の差が生じる背景的要因となっている。なお、扶養手当の受給者に占める男性の割合は98%となっている。
- ・男性職員の方が、女性職員に比べて時間外勤務時間が長いことから、給与が多くなっている。

Ⅱ 管理的地位にある職員に占める女性職員の割合

区分	令和7年度
管理的地位にある職員	10.9%

【説明欄】

・ 令和8年4月1日時点

Ⅲ 各役職段階にある職員に占める女性職員の割合

区分	令和7年度
部長級相当職	2.1%
課長級相当職	7.1%
課長補佐級相当職	13.1%
係長相当職	11.1%

【説明欄】

・ 令和8年4月1日時点

Ⅳ 男女別の育児休業取得率及び男女別の育児休業の取得期間の分布状況

1. 男女別の育児休業取得率

(1) 常勤職員

区分	令和7年度
男性	84.7%
女性	100%

(2) 会計年度任用職員

区分	令和7年度
男性	—
女性	—

2. 男女別の育児休業の取得期間の分布状況

区分	常勤職員		会計年度任用職員	
	男性	女性	男性	女性
1週間未満	0%	0%	—	—
1週間以上2週間未満	1.9%	0%	—	—
2週間以上1月以下	30.3%	0%	—	—
1月超3月以下	54.8%	0%	—	—
3月超6月以下	8.4%	0%	—	—
6月超9月以下	3.2%	4.3%	—	—
9月超12月以下	1.3%	14.9%	—	—
12月超24月以下	0%	29.8%	—	—
24月超	0%	51.1%	—	—

【説明欄】

- ・ 1 (1) の常勤職員・男性職員の育児休業取得率は、令和5年度は35.7%、令和6年度は53.6%、令和7年度は84.7%であり年々増加している。
- ・ 会計年度任用職員は男女とも取得対象者はなし。

V 職員の勤務時間の状況

管理的地位にある職員以外の職員一人当たりの一月当たりの正規の勤務時間を
超えて命じられて勤務した時間

区分	令和7年度
警察本部	12.7 時間／月
警察署	15.8 時間／月

【説明欄】

・ 令和7年度における年間の時間外勤務時間は職員一人当たり、警察本部では152 時間、警察署では190 時間であった。